

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年3月27日
【発行者の名称】	Strawberry jams 株式会社 (Strawberry jams Co.,Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 出ッ古 直美
【本店の所在の場所】	東京都目黒区東山一丁目16番15号
【電話番号】	03-6416-4391
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 小平 紗恵子
【担当 J - A d v i s e r の名称】	アイザワ証券株式会社
【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藍澤 卓弥
【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.aizawa.co.jp/company/gyoumu/index.html
【電話番号】	03-6852-7726
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	Strawberry jams 株式会社 https://strawberryjams.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J - A d v i s e rが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ - A d v i s e rを選任する必要があります。J - A d v i s e rの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第33期	第34期	第35期
決算年月		2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高	(千円)	596,214	550,986	580,940
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	8,340	△3,950	36,126
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(千円)	△3,206	△11,074	32,713
包括利益	(千円)	△2,073	△10,618	33,617
純資産額	(千円)	415,726	405,108	438,725
総資産額	(千円)	612,724	565,056	598,874
1株当たり純資産額	(円)	405.43	395.07	427.86
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	△3.13	△10.80	31.90
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	31.08
自己資本比率	(%)	67.8	71.7	73.3
自己資本利益率	(%)	△0.8	△2.7	7.8
株価収益率	(倍)	—	—	37.05
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△5,411	△14,617	54,542
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△2,876	△5,789	△4,173
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△49,604	△32,904	△32,904
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	322,357	269,457	287,989
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	51 (11)	53 (12)	50 (13)

- (注) 1. 第33期及び第34期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。なお、第35期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、期中における売買実績がなく当該株価がないため、連結決算日前直近の日における株価を用いて算出しております。
2. 第33期及び第34期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。なお、第35期の株価収益率は、期中における売買実績がなく当該株価がないため、連結決算日前直近の日における株価を用いて算出しております。
3. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(パート、アルバイト)は年間の平均人員数を()内に外数で記載しております。
4. 2023年3月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第33期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

(2) 発行者の経営指標等

回次	第33期	第34期	第35期
決算年月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)
配当性向 (%)	—	—	—

(注) 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

2 【沿革】

当社は、1992年1月大阪府大阪市西区新町において、コンピューターのソフトウェアの販売を目的とする会社として設立されました。翌年には、自社開発の販売管理ソフトウェアを様々な業界の顧客ニーズに合わせてカスタマイズし、販売・保守を行うビジネスを開始しました。なかでも、ファッション業界の顧客ニーズが多かったことから、ファッション業界に特化したメーカー・卸売業専用販売管理ソフトウェア「Strawberry jam」の開発・販売を開始しました。

2004年1月に東京に進出し、「Strawberry jam」の知名度が向上したため、2006年1月に商号をStrawberry Jam株式会社に変更し、その後営業部門の事業譲渡や吸収合併を経て、商号をネクストピーチ株式会社に変更しました。顧客への種々のソリューションの提供を念頭に、2018年4月に、商号をjamの複数形であるStrawberry jams 株式会社へ変更しました。

なお、当社グループの変遷及び沿革は、以下のとおりです。

年月	概要
1992年1月	大阪府大阪市西区新町において、コンピューターのソフトウェアの販売を行うことを目的とし資本金10,000千円をもって株式会社ウィンネットワークシステム（現当社）を設立
1993年12月	当社開発による販売管理ソフトウェアを販売開始
1994年11月	大阪府吹田市江坂町に本社を移転
2004年1月	東京都渋谷区広尾に東京オフィスを開設
2004年6月	ファッション業界のメーカー・卸売業専用販売管理システム「Strawberry jam」の開発・販売開始 ファッション業界向けに「jam（ジャム）」をシリーズ化し、ブランド展開を開始
2005年4月	ファッション業界のメーカー・卸売業専用展示会受注システム「ichigo milk」の開発・販売開始
2005年6月	ファッション業界の小売業専用パソコンPOSシステム「Apple jam」開発
2006年1月	商号をStrawberry Jam株式会社へ変更
2006年7月	大阪府大阪市中央区南船場に大阪オフィスを開設
2008年3月	開発部門を拡充するため、ベトナム社会主義共和国ホーチミン市に駐在事務所を設立
2008年7月	東京都渋谷区神宮前に本社を移転
2009年6月	東京都目黒区青葉台に本社を移転
2009年8月	ベトナム社会主義共和国ホーチミン市の駐在事務所を法人化し、Strawberry jam Vietnam Co., Ltd. を設立
2012年1月	商号をイーストホールディングス株式会社へ変更
2012年2月	東京都渋谷区神宮前に本社を移転
2012年3月	Strawberry jam Vietnam Co., Ltd. を(旧)ネクストピーチ株式会社(注)に譲渡
2012年4月	営業部門を(旧)ネクストピーチ株式会社(注)に事業譲渡
2012年11月	東京都渋谷区恵比寿西に本社を移転
2013年2月	クラウドサービス「いちごクラウド」を開発、提供を開始
2015年2月	開発部門移設のため、Strawberry jam Vietnam Co., Ltd. を譲渡
2015年4月	(旧)ネクストピーチ株式会社(注)を吸収合併し、商号をネクストピーチ株式会社へ変更
2017年8月	兵庫県尼崎市金楽寺町に縫製部尼崎縫製グループを開設し、ファクトリーブランド業務を開始
2018年1月	当社グループが提供するソフトウェアの開発等を行うため、ベトナム社会主義共和国ハノイ市に HANOI JAMS STRAWBERRY COMPANY LIMITED を子会社として設立
2018年3月	ファッション業界専用Webショッピングカートシステム「BtoC Jamカート」の開発・販売開始
2018年4月	商号をStrawberry jams 株式会社へ変更
2018年4月	東京都江東区塩浜に木場物流グループ（現ソリューション事業本部 カスタマーソリューション部）を開設し、物流受託業務を開始
2018年7月	福井県福井市問屋町に縫製部福井縫製グループ（現ソリューション事業本部 カスタマーソリューション部）を開設し、ファクトリーブランド業務を開始
2018年8月	ファッション業界専用Webオーダーシステム「BtoB Webカタログ」の開発・販売開始
2018年11月	EC用ウェブサイトの開発・提供並びに運営代行サービス「いちごまるっと」を開始
2018年11月	「Apple jam」と「BtoC Jamカート」のポイント連携システム「マイページメーカー」の開発・販売開始
2019年1月	福井県福井市問屋町にマーケティング部福井営業所（現ソリューション事業本部 カスタマーソリューション部）を開設

年月	概要
2019年 8月	東京都目黒区東山に本社及びマーケティング部東京営業所（現ソリューション事業本部 コンサルティング部及びカスタマーソリューション部）を移転
2020年 2月	福井県福井市問屋町にファクトリーブランド業務を統合
2021年 4月	ファッション業界専用の公式スマートフォンアプリ「イチゴアプリ」の開発・販売開始
2021年12月	リブランディングを行い、「日本の服作り応援クラウド」として「ICHIGO CLOUD」を定義
2022年 9月	尼崎事業所を兵庫県神戸市東灘区向洋町に移転
2022年10月	愛知県名古屋市中区錦に名古屋オフィスを開設
2023年 7月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market に株式上場
2024年 2月	愛知県名古屋市中区東桜に名古屋オフィスを移転
2024年10月	ベトナム社会主義共和国ハノイ市にHANOI JAMS STRAWBERRY COMPANY LIMITED のショールームを開設
2025年 9月	福井県福井市中央に福井オフィスを開設

(注) (旧)ネクストピーチ株式会社は、現当社代表取締役社長の出ツ古直美が、イーストホールディングス株式会社（現当社）から独立し、「jam（ジャム）シリーズ」事業を承継する目的で設立した会社であります。

3【事業の内容】

当社グループは、当社及びソフトウェア開発を担当する連結子会社1社(HANOI JAMS STRAWBERRY COMPANY LIMITED、ベトナム社会主義共和国ハノイ市)の計2社で構成されております。

当社グループは、創業以来「お客様第一主義に徹する。」を基本方針として、顧客のニーズの背景を汲み取り「ICHIGO CLOUD」というITテクノロジーを用いて無駄な業務を削減し、顧客が本来すべき業務に集中できる環境づくりをサポートするソリューション事業を展開しており、ファッション業界向けソリューション事業を単一セグメントとして、コンサルティングサービスとカスタマーソリューションサービスの2つのサービスを中核とし、事業展開を行っております。

当社グループの顧客は、主にファッション業界のSPA(注1)又は将来SPAを目指す中小規模の製造業者、卸売業者及び小売業者(以下「製造事業者等」という。)であります。

注1:SPA(Speciality store retailer of Private label Apparel)とは、ファッション業界において、仕入れ販売をする小売業者が、自社ブランドのオリジナル商品の開発・製造・販売までを一括して行うビジネスモデルを言います。

<サービスの特徴>

ファッション業界向けソリューション事業

・コンサルティングサービス

コンサルティングサービスでは、ファッション業界の製造事業者等に対し、当社グループが開発した基幹クラウドサービス「ICHIGO CLOUD」を提供し、人を増やさず業務効率の向上を図り、売上、利益の向上に貢献するためのコンサルティング業務を提供しております。

コンサルティング業務は、新規顧客の経営層をファッション業界に知見のある営業スタッフが直接訪問し、ヒアリングを通じて経営課題を整理の上、「ICHIGO CLOUD」の提案をするという流れになっております。当社グループにおいては、顧客に提案を行うスタッフ自らがソフトウェアの仕様を詳細なレベルまで理解していることに加え、納品するソフトウェアの仕様を開発者(プログラマー)に直接伝えるダイレクトプロセスを遂行しています。これにより社員全員が現場目線に立つことができ、加えて開発、改良業務をすべて内製化していることで効率的に業務を遂行しております。

当社グループはサービスの初期費用と月額利用料金により収益を得ております。

・カスタマーソリューションサービス

カスタマーソリューションサービスでは、ソリューション推進業務とデリバリー業務を提供しております。

ソリューション推進業務は、Webショップの運営代行サービスと顧客や若手デザイナーの新ブランド立ち上げサービスであります。またデリバリー業務は、顧客の商品の入出荷管理、事務代行、及び輸入製品の加工業務を請け負っております。

Webショップの運営代行サービスでは、顧客が使用する「ICHIGO CLOUD」を共有し、商品の撮影、採寸、登録、及びコールセンター業務等を包括的に代行するサービスを提供しております。当社グループはサービスの運営代行月額利用料により収益を得ております。

顧客や若手デザイナーの新ブランド立ち上げサービスでは、在庫リスクのないビジネスモデルを実現できるサービスを提供しております。顧客や若手デザイナーが商品企画と販促活動に集中し、生地発注やサンプル縫製、Webショップ運営、量産縫製、出荷などの業務を当社グループが遂行することで、通常半年かかる行程を2か月に短縮しタイムリーに商品を市場に届ける体制が整い、無駄な在庫を抱える必要がなく受注生産が可能な体制を構築しております。これによりファッション業界の深刻な廃棄問題に直面せず、サステイナブルな活動へとつながると考えております。

デリバリー業務は、顧客向けの物流・デリバリーサービスであります。商品の入出荷に関する管理ニーズに対応するため、商品の受入れ検品、洗濯ネームタグ付、在庫保管、出荷等を行うサービスを提供しております。顧客が使用する「ICHIGO CLOUD」を共有することにより在庫の一元管理を行っているため、顧客からの指示で業務を迅速に行い、出荷までの時間を大幅に短縮することが可能となります。当社グループは顧客から業務委託費用を得ております。

<事業の特徴>

①安定した収入基盤

当社グループが提供する「ICHIGO CLOUD」は、商品管理業務、在庫管理業務、顧客管理業務、債権管理業務等、一連の販売管理業務をベースに、人を増やさず業務効率化を図り、売上、利益の向上に貢献する基幹クラウドサービスであり、継続的に利用いただくことを前提としたサブスクリプション型（注2）のサービスであります。当社グループは顧客からの基幹クラウドサービスの初期費用と月額利用料金により収益を得ております。月額利用料金は数万円からという比較的安価な料金体系であるため、継続的に積み上がり、当社グループの安定した収益基盤となっております。

基幹クラウドサービス「ICHIGO CLOUD」の特徴

通常の販売管理業務の最小管理単位は品番であります。ファッション業界の販売管理業務の最小管理単位は品番の下層の色別・サイズ別であります。一般的にファッション業界では年間300品番×3色×3サイズ、すなわち2,700型の販売管理をする必要があるといわれております。当社グループではこの複雑な業界に特化した基幹クラウドサービスを提供しております。さらに商品を画像で判別できるように画像登録機能が付されているため、画像付きで在庫の確認が可能であります。

ファッション業界には特有の百貨店への委託商慣習や、外回り営業担当者同士が在庫を確保する商慣習があります。百貨店への委託商慣習の代表として、買取仕入、委託仕入、消化仕入という3形態の仕入形態が挙げられます。単純な「在庫＝仕入－売上」では管理ができない、“見えない在庫”が存在するため、それらを含めた計算式で在庫管理、売上管理をする必要があります。

また、外回り営業担当者は訪問先での商機を逃さないため、取り置きという形で自ら在庫を確保する商慣習が続いております。

このような商慣習からファッション業界では“リアルな在庫”と“見えない在庫”の複雑な在庫管理が必要となります。こうしたファッション業界特有の商慣習の実情や悩みを繰り返し顧客からヒアリングし、ニーズとその背景を汲み取ることで、複雑な在庫管理に対応可能な基幹クラウドサービスが「ICHIGO CLOUD」であります。

導入後も日々顧客へのヒアリングを継続することで、バージョンアップを続け、基幹クラウドサービスのオプションサービスも誕生しております。知見のあるスタッフから構成される品質管理チームが業務フローを基に、開発から納品までの一連の流れを運用し、高い品質を維持する体制を整えております。サービスの導入により業務が効率化されるということにご納得いただき、個々の顧客のご利用年数が長いことも特徴であります。全顧客のサービス利用年数の割合は、5年未満が15.1%、5年以上10年未満が23.3%、10年以上15年未満が35.1%、15年以上が26.5%であります。（基準日：2025年12月31日）10年以上サービスを継続利用いただいている顧客の割合は、全体の61.6%に及びます。

注2：サブスクリプション型とは、料金を支払うことで、製品やサービスを一定期間利用することができる形式のビジネスモデルとなります。

②営業手法

当社グループは創業当初より、ターゲットを絞り込んで営業活動をする手法を取っております。ターゲットとしているのは、即解決したい緊急性の高い課題を抱えている新規顧客の経営層であります。当社グループはターゲットを絞り込み営業を行うことで、提案から納品までの時間を短くすることができ、納品後のサポートをより充実させることができると考えております。

このような営業手法により、納品後に当社グループのサービスの利便性を実感いただき、顧客が同業の新規顧客の経営層をご紹介くださることで、契約件数の向上につながっております。

また、営業スタッフは契約後も、顧客の経営層に定期的なヒアリングを継続しており、新たに抱える課題やさらなるご要望をいただく関係性を築いております。これにより顧客と当社グループが共存共栄する体制を整えております。

③ファッション業界に知見のあるスタッフの充実

当社グループは、創業当初よりグループ内に開発者を採用し、自社で開発することを基本方針としております。営業スタッフが開発者に対し、直接顧客が抱えている課題やその背景、仕様を説明することで、開発者のファッション業界に対する知識が向上し、当社グループ内に業界データがアーカイブとして蓄積されております。業界に明るい開発者を抱えることによって、顧客の要望にきめ細やかに対応可能な体制が整備されております。

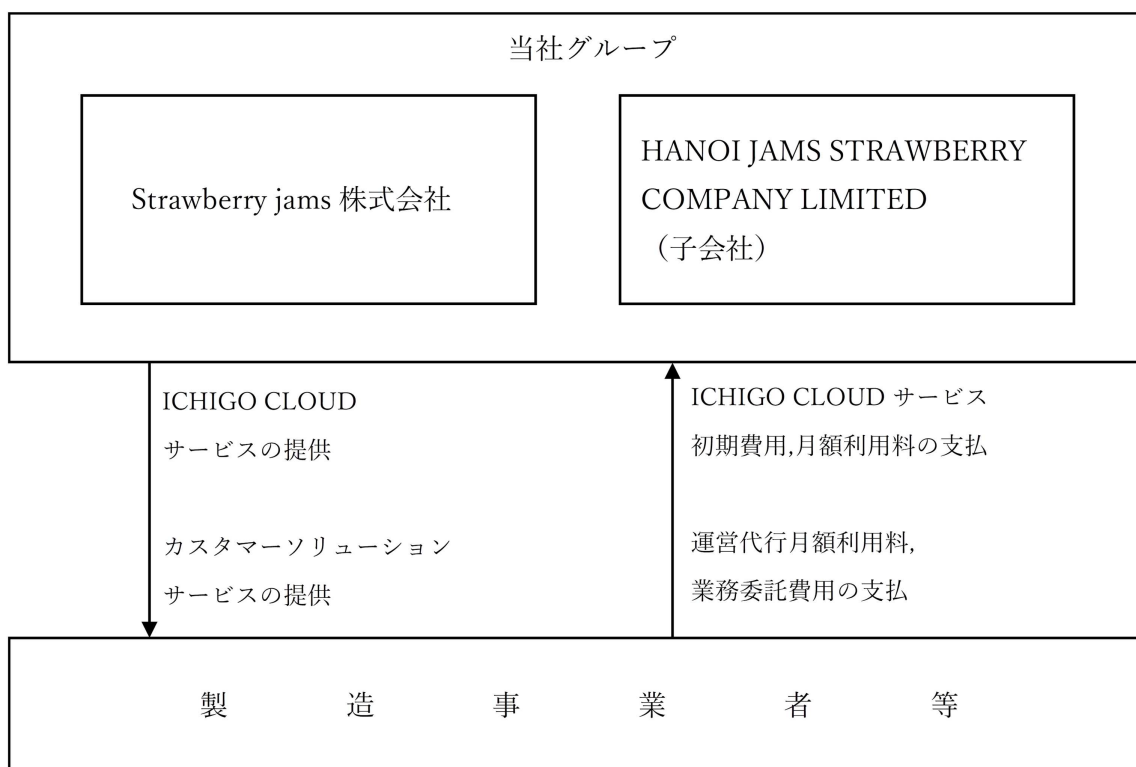
また営業スタッフは分業制ではなく、開拓、商談、提案、納品サポートまでの一連の流れを完結する体制を敷いております。これにより営業活動から納品サポートまでのノウハウが蓄積されております。

加えて優秀なスタッフが産休、育休、配偶者の転勤等、やむを得ない事情で退職することを余儀なくされないよう、2017年から在宅勤務体制を整えました。優秀なスタッフが長く働ける環境を整えていることも、知見のあるスタッフが充実している要因の一つであります。

④サービスの安価な提供

当社グループはソフトウェア開発、改良業務を外部委託せず、すべて内製化しております。ファッション業界に知見のある営業スタッフが、開発者に直接要望を伝えるダイレクトプロセスを遂行しております。これにより開発者は顧客から直接フィードバックや課題等の説明を受ける機会を得ることができ、顧客目線による迅速な対応が可能となります。同時に、創業時より商品の開発業務に無駄な経費が一切入らない体制が確立されており、サービスを他社と比較して安価に提供できております。さらに複雑なカスタマイズに対しても、創業時より蓄積されたアーカイブをもとに柔軟な対応が可能のため、開発工数が短くなることもサービスを安価に提供できる要因の一つであります。

当社グループの事業の系統図は以下のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) HANOI JAMS STRAWBERRY COMPANY LIMITED	ベトナム社会主義共和国ハノイ市	1,000百万ベトナムドン	ファッション業界向けソリューション事業	100.0	当社の委託によるソフトウェア開発

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数 (人)
50(13)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であり、臨時雇用者数（パート、アルバイト）は1人1日8時間換算による年間の平均雇用人員数を（ ）外数で記載しております。
2. 当社グループは、ファッション業界向けソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数は記載しておりません。

(2) 発行者の状況

2025年12月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
23(12)	34.5	4.6	4,594

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であり、臨時雇用者数（パート、アルバイト）は1人1日8時間換算による年間の平均雇用人員数を（ ）外数で記載しております。
2. 年間平均給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、ファッション業界向けソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておませんが、連結子会社HANOI JAMS STRAWBERRY COMPANY LIMITEDにおいては、労働組合が結成されております。

なお、労使関係は安定しており、特記すべき事項はありません。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度（2025年1月1日から2025年12月31日）における我が国経済は、雇用や所得環境の改善、インバウンド需要の拡大を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、物価上昇の長期化や為替変動の影響により個人消費には慎重な動きも見られ、さらに世界的な景気減速や米国との関税政策の影響、地政学リスクの継続などが国内外の経済活動に影響を及ぼし、景気の先行きについては依然として不透明な状況であります。

当社グループの顧客が多く所属するファッション業界では、インバウンド需要の拡大や消費者購買意欲の回復に伴い、消費活動が改善傾向にあります。特に、インターネット販売の活況や、多様な販売チャネルを駆使したアプローチが業界全体の回復を後押ししております。一方で、依然として労働力不足や原材料価格・物流費・人件費の高騰といった課題が残っており、業界全体としては慎重な対応が求められる状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループは、コンサルティングサービスを中心に基幹クラウドサービス「ICHIGO CLOUD」の販売を推進、IT導入補助金を活用した当社クラウドサービスの導入を提案するなどし、顧客の業務効率化を支援しました

以上の結果、当連結会計年度における売上高580,940千円（前年同期比5.4%増）、営業利益は38,084千円（前年同期は営業損失1,920千円）、経常利益は36,126千円（前年同期は経常損失3,950千円）、親会社株主に帰属する当期純利益は32,713千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失11,074千円）となりました。

なお、当社グループは、ファッション業界向けソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ18,532千円増加し、287,989千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の営業活動の結果得られた資金は、54,542千円（前連結会計年度に使用した資金は14,617千円）となりました。これは主として、税金等調整前当期純利益35,564千円、売上債権の増加額19,643千円、前受金の増加額26,949千円、未払消費税等の増加額6,503千円、法人税等の支払額3,601千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の投資活動の結果使用した資金は、4,173千円（前連結会計年度に使用した資金は5,789千円）となりました。これは主として、無形固定資産の取得による支出3,690千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の財務活動の結果使用した資金は、32,904千円（前連結会計年度に使用した資金は32,904千円）となり、これは長期借入金の返済による支出によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社グループが提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績は、次のとおりであります。

なお、当社グループはファッション業界向けソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の販売実績の記載は省略しております。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
ファッション業界向け ソリューション事業	580,940	105.4

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当社グループは、「私たちは、お客様に満足していただける環境づくりを通じて日本の発展と繁栄に貢献し、あわせて社員全員の成長をねがいます。」を経営理念とし、基本方針として「お客様第一主義に徹する。」「環境整備日本一を目指す。」を掲げております。

また、「人と人のネットワークづくり」を基本コンセプトとし、多くの顧客との積極的なコミュニケーションを通じて、ご要望や問題点を的確に把握することにより、満足いただけるソリューションを提供できると確信しております。

これらの経営理念、基本方針並びに基本コンセプトに基づいて事業活動に取り組むにあたり、以下の対処すべき課題があると認識しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 顧客ニーズに応える迅速かつ効率的なトータルソリューション提供力の強化

「お客様に満足していただける環境づくりを通じて日本の発展と繁栄に貢献し」と経営理念にあるように、顧客のニーズに応えるトータルソリューション提供力の強化は必要不可欠であります。

当社グループの顧客であるファッション業界における最大の課題の一つとして在庫リスクが挙げられます。当社グループが提供する「ICHIGO CLOUD」はITソリューションを軸に効率化とコストカットを可能にする基幹クラウドサービスであります。そのため、ビジネス転換という顧客ニーズに応えるトータルソリューション提供力を強化してまいります。

(2) 収益基盤の強化

当社グループは、基幹クラウドサービス「ICHIGO CLOUD」の売上を増加させることにより収益基盤を構築してまいりましたが、今後の中長期的な成長を実現するために、さらなる収益基盤の強化が課題であると認識しております。

そのため、今後当社グループは顧客との積極的なコミュニケーションを通じて顧客の経営課題を抽出し、ITソリューションを中心として、経営課題に対応するソリューションの開発を行い、サービスをさらに進化、提供することで、収益基盤の強化に努めてまいります。

(3) 内部管理体制の強化

当社グループは現在、成長段階であり、業務の効率化、リスク管理及び情報管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であります。そのため、当社グループは経営の公正性・透明性を確保するための更なる内部管理体制の強化に取り組んでおり、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化等に努めてまいります。また、個人情報等の機密情報につきまして、ネットワークの管理、社内規程の制定及び遵守、全従業員を対象とした社内研修の徹底、内部監査によるチェック等により、情報管理体制の強化に努めてまいります。

(4) 優秀な人材の確保及び育成

当社グループは、人材を最も重要な経営資源と位置づけ、優秀な人材の確保及び育成が今後の成長に不可欠であると認識しております。そのため、継続的に優秀な人材を確保するべく様々な働き方が可能となる人事制度を拡充させるとともに、従業員の能力が最大限に発揮できる環境作りや研修制度の充実を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスクの要因となる可能性があると考えられる、主な事項を記載しております。

当社グループは、これらのリスクが発生する可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業内容に関するリスクについて

①技術革新や新規サービスへの対応及び他社との競合について

当社グループはソフトウェア開発及び基幹クラウドサービス「ICHIGO CLOUD」の提供をするうえで、既存機能の向上及びユーザーのニーズに合わせた新たな機能の開発を行っておりますが、技術革新や他社における当社既存のサービスを上回る新規サービスの出現がある場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

②売掛金回収リスクについて

当社グループは、顧客との売掛取引に際しては、十分な与信管理の下で販売を行っておりますが、予期せぬ顧客の倒産等により貸倒れが発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業環境に関するリスク

①EC市場について

当社グループの基幹クラウドサービス「ICHIGO CLOUD」の提供はインターネットの活用を前提としていることから、インターネット利用環境が今後も拡大していくことが事業展開の前提条件であると考えております。今後モバイル端末とPCに対してより安価で快適にインターネットを利用できる環境が整い、EC市場は拡大するものと見込んでおりますが、新たな法的規制の導入、技術革新の遅れ、利用料金の改訂を含む通信事業者の動向、サイバー戦争等、予期せぬ要因によりEC市場の発展が阻害される場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

②新たな感染症について

新たな感染症の急拡大により緊急事態宣言等が発令されるなど、我が国全体の経済活動が長期的に停滞する場合には、当社グループ及び販売先・取引先等への事業活動に制限等が発生する可能性があります。このような事態が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) システムに関するリスクについて

①クラウドによるサービスの提供について

当社グループが提供する基幹クラウドサービス「ICHIGO CLOUD」はAmazon Web Services（以下「AWS」という。）の外部クラウドサーバーにて取引先企業の企業情報及び個人情報をはじめとする情報の全てを一括で管理することによってサービスを提供しております。そのため、AWSの安定的な稼働が当社グループの業務遂行上必要不可欠な条件となっております。万一、当社グループが想定していない大規模な障害等の発生によりAWSサービスが長期にわたり停止した場合には収益機会の逸失等を招く恐れがあります。このような事態が発生した場合には当社グループの社会的信用が失墜すること等が想定され、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、AWSはアマゾンウェブサービスジャパン合同会社との契約により利用しておりますが、何らかの理由により、同社との利用に関する契約の解消や、契約内容の重大な条項に変更があり、基幹クラウドサービス「ICHIGO CLOUD」の提供に困難が生じた場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

②システム障害について

当社グループは、インターネット経由でクラウドサービスを提供していますが、一時的なアクセス集中によるサーバー負担の増加、ハードウェア及びソフトウェアの不具合、人為的ミス、コンピュータウイルス、自然災害、事故、外部からの不正な侵入による犯罪等により、システム障害が発生する可能性があります。また、クラウドサービスの利用は顧客のインターネット及びパソコン等ハードウェア環境に依存するため、当社グループからのクラウドサービスの提供状況が平常通り安定している場合であっても、顧客のインターネット及びパソコン等ハードウェアの状態によりサービスの利用に不具合が発生する可能性があります。当社グループは、システムの安定稼働を確保するための対策を施しておりますが、システム障害が発生し、サービス提供に支障が生じた場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ソフトウェアの瑕疵について

当社グループは、基幹クラウドサービス「ICHIGO CLOUD」を提供する際に高い品質を保つため、10社以上の顧客からの要望を目安として、バージョンアップを行っております。ファッション業界向けソリューション事業で営業経験を有した知見のあるスタッフから構成される品質管理チームが業務フローを基に、i ハノイで開発、ii ハノイテスターによる一次テスト、iii 品質管理チームによる一次テスト承認、iv 日本テスターによる二次テスト、v 品質管理チームによる二次テスト承認という一連の流れを運用し、高い品質を維持するとともに、サービスの更なる品質向上に努めております。万が一ソフトウェアの瑕疵や不具合等が発生した場合には、当社グループの顧客に告知し、直ちに修正品を提供できる体制にあります。また、ソフトウェアの瑕疵による直接損害についてのみ、1か月分の月額利用料を上限として顧客は賠償を受けることができると約款で規定しております。しかしながら、当社グループのソフトウェアに重大な瑕疵や不具合が発生した場合には、修正に多くの時間を要し、その間当社グループの製品が販売できなくなり、また、損害賠償の請求により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

④受注開発等の成否について

当社グループは、ソフトウェアのカスタマイズ、機能追加等を顧客から受注しております。適正な見積を提示し、長年蓄積されたアーカイブから納品する場合と、フルカスタマイズで開発して納品する場合があります。フルカスタマイズする場合は、品質管理チームが業務フローを基に、高い品質を維持しながら受注したカスタマイズの通り開発を行い、顧客へ納品しております。しかしながら、納入後の不具合の発生や、顧客からの仕様変更の発生等により、開発工数が追加となった場合、または、開発途中の不測の事故等により納期遅れが発生した場合、当社グループの予実に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制及び知的財産等に関するリスクについて

①法的規制について

当社グループが事業を遂行していくうえで、当社グループの事業そのものを規制する法的規制はありません。

今後、各種法令の変化に対して当社グループが適切に対応できなかった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

②知的財産権について

当社グループが開発する基幹クラウドサービス「ICHIGO CLOUD」は独自性を持った商品であり、第三者の知的財産権侵害の可能性については低いものと思われま。しかし、当社グループの事業に関する第三者の知的財産権の完全な把握は困難であり、当社グループが認識せずに他社の知的財産等を侵害してしまう可能性は否定できません。この場合、損害賠償請求や使用差止請求等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは特許権、商標権等の知的財産権を所有しており、第三者から侵害されないよう保護に努めておりますが、第三者による当社グループの権利に対する侵害等により、企業・ブランドイメージの低下、商品開発への悪影響等を招いた場合や、その対応のために多額の費用が発生した場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③取引先情報の管理体制について

当社グループは、個人情報を含む取引先企業の情報を多数取り扱っており、個人情報の保護に関する法律の適用を受けております。当社グループでは、個人情報の保護を図るため、AWS上の管理システムへのアクセス者の制限やアクセス履歴の管理、アクセスパスワードの定期的な変更、また社員教育の実施等、管理運用面について細心の注意を払っております。しかしながら、万が一これらの情報が外部に流出した場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 事業体制について

①特定人物への依存について

当社グループの代表取締役社長出ッ古直美は、当社グループのマーケティング活動において重要な役割を担ってまいりました。同氏は、長年開発者へ直接要望を伝えるダイレクトプロセスを遂行することでプログラミングの知識も有し、インターネットサービスの企画運用に至るまで豊富な経験と知識を有しております。また、ファッション業界に関する知見も有しております。代表取締役会長高橋健は、当社グループの創業者であり、長年の会社経営及び海外ビジネスの経験・知識を有しております。

当社グループでは、取締役及び従業員への情報共有や権限委譲を推進する等、組織体制の強化を図りながら、経営計画書を基に経営理念やサービス提供のプロセス等、当社グループの方針の社内周知を毎日行っております。両氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めており、両氏の知見を継承する体制を整えておりますが、何らかの理由により両氏若しくはいずれかが経営執行を継続することが困難になった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

②小規模組織であることについて

当社グループの組織体制は従業員50名（2025年12月31日現在）と小規模であり、業務執行体制及び内部管理体制もそれに準じたものとなっております。当社グループは、今後の業容拡大に伴い、人員の増強や体制の強化を図っていく所存でありますが、これらの体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③人材の獲得・育成について

当社グループの事業継続及び拡大におきましては、人材の獲得・育成が不可欠であります。当社グループの経営計画書の方針に基づき、会社の方針を理解した人材の採用を計画的に進めるため、求める人材像を定義したうえで、リクルート活動を行っております。当社グループは、今後も社内での人材育成に努めつつ、積極的に優秀な人材の確保等を進め、社員の意識向上と組織の活性化を図るとともに、優秀な人材の定着を図る方針であります。しかしながら、人材の獲得が計画通りに進まない場合や、当社グループの業務について重要な役割を担う人材が社外に流出した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④海外子会社について

当社グループは、ベトナムにある連結子会社HANOI JAMS STRAWBERRY COMPANY LIMITEDにおいてソフトウェアの開発をしております。ファッション業界に知見を深めた開発者が多く在籍しております。連結子会社の代表者は日本人であり、現地に在住していることに加え、日本語が堪能な現地ベトナム人スタッフが当社との連携連絡業務を担うことで、業務上の意思疎通を滞りなく行っております。また、インターネットの翻訳サービス等テクノロジーの活用により、当社と連結子会社スタッフ間で円滑なコミュニケーションをとっております。さらに、当社は、連結子会社が顧問契約を締結している現地の法律事務所と月に一度打ち合わせを行い、情報を共有し事前リスクを回避する体制を整えております。しかしながら、ベトナムの予期せぬ法改正や規則の変更、紛争等により社会的又は政治的混乱が起こった場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(6) その他

①新株予約権の行使による株式価値の希薄化

当社グループでは、株主価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、役員及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、ストック・オプション制度を採用しており、役員及び従業員に対して新株予約権を付与しております。本書公表日の前月末現在における新株予約権による潜在株式数は34,300株であり、発行済株式総数1,045,000株の3.28%（2026年2月28日）に相当いたします。権利行使についての条件が満たされ、これらの新株予約権が行使された場合には、将来的に当社の株式価値の希薄化や株式売買需給への影響をもたらし、当社の株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

②J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに株式上場しております。

当社では、アイザワ証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2023年1月6日にアイザワ証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、アイザワ証券株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合、当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合、当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号但し書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法

律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるとき等で再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合、甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあること等により事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。)甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合、当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されている等公益又は投資者保護の観点から適当でない認められるものでないこと。

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前(休業日を除外する。)の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が

異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(8) 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

(12) 株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が 300% を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

(16) 全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

(17) 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(18) 株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

(19) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

(20) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

- 1 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- 2 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1か月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- 3 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べ33,818千円増加し598,874千円となりました。これは主として、前払費用が1,938千円減少した一方で、現金及び預金が18,851千円、売掛金が19,643千円、無形固定資産が2,799千円増加したこと等によるものであります。

(負債)

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末に比べ201千円増加し160,149千円となりました。これは主として、長期借入金が32,904千円、繰延税金負債が2,859千円減少した一方で、未払法人税等が1,986千円、前受金が26,949千円、未払消費税等が6,503千円増加したこと等によるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末に比べ33,617千円増加し438,725千円となりました。これは、親会社株主に帰属する当期純利益の計上により利益剰余金が32,713千円増加したこと、為替換算調整勘定が903千円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】 (1) 業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(6) 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、人件費及びシステム関連費用等であります。これらの資金需要につきましては、営業活動によるキャッシュ・フロー及び自己資金にて対応しております。

また資金の流動性を確保するために、取引銀行との間で当座貸越契約を締結しており、不測の事態に備えております。

なお、当連結会計年度末から12か月間の運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3【対処すべき課題】」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、ユーザーサービスの提供を目的として、当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は3,727千円であります。内訳は主に自社利用目的のソフトウェアの取得3,690千円によるものであります。

なお、当社グループはファッション業界向けソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 発行者

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (名)
		建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (東京都目黒区)	事務所設備	6,190 <3,960>	—	0	6,190	8 (1)
木場事業所 (東京都江東区)	物流倉庫内機器	— <37,457>	70	0	70	4 (7)
名古屋事業所 (名古屋市東区)	事務所設備	— <2,520>	—	—	—	— (0)
大阪サロン (大阪府中央区)	事務所兼ショールーム設備	1,847 <4,740>	—	—	1,847	6 (1)
神戸事業所 (神戸市東灘区)	事務所兼物流倉庫内機器	— <7,077>	—	0	0	3 (0)
福井事業所 (福井県福井市)	事務所設備	— <408>	—	—	—	2 (1)
福井倉庫 (福井県福井市)	倉庫内機器	169 <2,448>	—	0	169	— (—)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. < >内数字は、他の者から賃借している設備における年間の賃借料を記載しております。
 3. 当社グループはファッション業界向けソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
 4. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（パート・アルバイト）は、年間平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(2) 国内子会社

国内子会社はありません。

(3) 在外子会社

2025年12月31日現在

会社名	事務所名 (所在地)	帳簿価額（千円）				従業員数 (名)
		建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	工具、器具 及び備品	合計	
HANOI JAMS STRAWBERRY COMPANY LIMITED	本社事務所 (ベトナム社会主義共 和国ハノイ市)	— <4,720>	—	639	639	27 (0)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. < >内数字は、他の者から賃借している設備における年間の賃借料を記載しております。
 3. 当社グループはファッション業界向けソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2025年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年3月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,180,000	3,135,000	1,045,000	1,045,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	4,180,000	3,135,000	1,045,000	1,045,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権（2019年12月26日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2025年12月31日)	公表日の前月末現在 (2026年2月28日)
新株予約権の数(個)	130	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13,000(注)1,5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	119(注)2,5	同左
新株予約権の行使期間	自 2023年12月28日 至 2029年12月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 119 資本組入額 60 (注)2,5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に対し、新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的である株式は、当社の普通株式100株とする。ただし、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数で除した数をそれぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は取締役会決議によって適当と認める新株予約権1個当たりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。ただし、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、上記1の(1)に定める調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が、(i)時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く)、又は(ii)時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む)を行うときは、未行使の新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。「取得原因」とは、潜在株式等と引き換えに当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同じとする。「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く)とする。平均値の計算は、円未満小数点以下第2位まで算出し、その小数点以下第2位を切り捨てる。ただし、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については次の①から③までの定めに従うものとする。

- ①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における当社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする。ただし当該調整事由によって当社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式(普通株式のみ)の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。
- ②当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
- ③当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、目的となる普通株式1株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
- (3) 上記(2)の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は取締役会決議によって適当と認める行使価額の調整を行う。ただし、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は取締役会決議によって適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を取締役会決議によって決定した場合には、上記(2)に基づく調整は行われないものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 行使条件

- ①新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権を保有する者（以下、「権利者」という）について下記4の（1）から（4）までに定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が取締役会決議によって特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ③権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
- ④権利者は、当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合にのみ新株予約権を行使することができる。

(2) 相続

新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、新株予約権は行使できなくなるものとする。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は次の（1）から（4）までに基づき新株予約権を取得することができる。当社は、次の（1）から（4）までに定める取得の事由が生じた新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は次の（1）から（4）までに定める取得の事由が生じた新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとする。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に代えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には取締役会の決議）が行われたときは、当社は無償で取得することができる。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 次のいずれかの身分の権利者がその身分の全てを喪失した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①当社の取締役
 - ②当社の使用人
 - ③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (4) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ②権利者が反社会的勢力等であること又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

5. 2023年3月14日開催の取締役会決議により、2023年3月31日付で普通株式1株を100株に株式分割をしております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権（2021年12月24日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2025年12月31日)	公表日の前月末現在 (2026年2月28日)
新株予約権の数（個）	90	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	9,000(注)1,6	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	271(注)2,6	同左
新株予約権の行使期間	自 2025年12月25日 至 2031年12月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 271 資本組入額 136 (注)2,6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	—
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に対し、新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的である株式（以下、「付与株式数」という。）は、当社の普通株式100株とする。なお、本新株予約権の割当日以降に、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を算定するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日以降に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という）を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、調整により生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額（以下、「行使価額」という。）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。なお、本新株予約権の割当日以降に、当社普通株式の株式分割、株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」は「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、外部協力者の地位にあることを要す。ただし、任期満了、又は当社が相応と認める理由による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると当社が認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することはできない。
- (3) 当社の株式がいずれかの証券取引所に上場された場合に限り権利を行使することができる。
- (4) 新株予約権の権利行使に係る権利行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者が、新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は、新株予約権を無償で取得する。

5. 会社が合併（会社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の発行及びその条件

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

⑤ 新株予約権を行使できる期間

本新株予約権の取り決めに定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の取り決めに定める新株予約権の行使期間の最終日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由及び条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

6. 2023年3月14日開催の取締役会決議により、2023年3月31日付で普通株式1株を100株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権（2023年3月30日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2025年12月31日)	公表日の前月末現在 (2026年2月28日)
新株予約権の数（個）	123	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	12,300(注)1,6	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	374(注)2,6	同左
新株予約権の行使期間	自 2027年3月31日 至 2033年3月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 374 資本組入額 187 (注)2,6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に対し、新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的である株式（以下、「付与株式数」という。）は、当社の普通株式100株とする。なお、本新株予約権の割当日以降に、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日以降に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という）を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、調整により生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は新株予約権の行使時の払込金額（以下、「行使価額」という。）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。なお、本新株予約権の割当日以降に、当社普通株式の株式分割、株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、外部協力者の地位にあることを要す。ただし、任期満了、又は当社が相応と認める理由による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると当社が認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することはできない。
- (3) 当社株式がいずれかの証券取引所に上場された場合に限り権利を行使することができる。
- (4) 新株予約権の権利行使に係る権利行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者が、新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得する。

5. 会社が合併（会社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の発行及びその条件

当社が合併（会社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

⑤ 新株予約権を行使できる期間

本新株予約権の取り決めに定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の取り決めに定める新株予約権の行使期間の最終日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由及び条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

6. 2023年3月14日開催の取締役会決議により、2023年3月31日付で普通株式1株を100株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年3月31日(注)	1,034,550	1,045,000	—	88,000	—	21,986

(注) 株式分割(1:100)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	5	5	—
所有株式数(単元)	—	—	—	—	—	—	10,450	10,450	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	—	—	—	100	100	—

(注) 自己株式19,600株は「個人その他」に196単元含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
出ッ古 直美	福井県坂井市	535,700	52.24
高橋 健	東京都目黒区	470,000	45.84
丹羽 克裕	東京都世田谷区	19,600	1.91
株式会社フルカウント	大阪府大阪市中央区久太郎町1丁目1番1号	100	0.01
		1,025,400	100.00

(注) 1. 当社が所有する自己株式19,600株につきましては、「所有株式数」及び「株式総数に対する所有株式数の割合」の計算から除いております。

2. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 19,600	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,025,400	10,254	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,045,000	—	—
総株主の議決権	—	10,254	—

② 【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
Strawberry jams 株式会社	東京都目黒区東山一丁目16番15号	19,600	—	19,600	1.88
計	—	19,600	—	19,600	1.88

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

決議年月日	第3回 2019年12月26日	第4回 2021年12月24日	第5回 2023年3月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 11 (注)1, 2	当社取締役 1 当社従業員 22 外部協力者 1 (注)1, 3	当社取締役 1 当社従業員 22 (注)1, 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	同上
代用払込みに関する事項	—	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1. 付与対象者の区分は付与日における区分です。

2. 本発行情報公表日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員1名となっております。

3. 本発行情報公表日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員8名、外部協力者1名となっております。

4. 本発行情報公表日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員10名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (一)	—	—	—	—
保有自己株式数	19,600	—	19,600	—

3 【配当政策】

当社では、配当の実施による株主利益の継続的な増大を重要な経営目標の一つとして認識しております。しかしながら、現在当社グループは成長段階にあり、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化と継続的な事業の拡大のためには、内部留保の充実を図ることが重要であると考えております。このため、当社では、設立以来配当を実施しておらず、本発行情報公表日現在、今後の配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

内部留保資金の用途につきましては、財務体質の強化と充実や広告宣伝活動の強化等、今後の事業拡大の多面資金として有効に活用していく所存であります。

なお、当社では、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は毎年6月30日を基準日として、取締役会の決議によって、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第33期	第34期	第35期
決算年月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
最高 (円)	1,182	—	—
最低 (円)	1,182	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものです。

2. 当社株式は、2023年7月12日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しております。それ以前の株価については、該当事項はありません。また、第33期及び第34期、第35期における売買実績はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

回次	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものです。

2. 当社株式は、2025年7月から2025年12月については、売買実績がありません。

5 【役員状況】

男性5名 女性3名（役員のうち女性の比率37.5%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (千株)
代表取締役	会長	高橋 健	1962年5月8日	1981年7月 行田電線株式会社入社 1982年8月 新日本工販株式会社（現株式会社フォーバル）入社 1988年9月 株式会社ウィンエンタープライズ設立 代表取締役社長就任 1992年1月 株式会社ウィンネットワークシステム（現当社）設立 代表取締役社長就任 2016年6月 ネクストピーチ株式会社（現当社）代表取締役会長就任（現任）	(注)3	(注)5	470
代表取締役	社長	出ッ古 直美	1968年1月21日	1986年3月 京阪国際観光自動車株式会社入社 1986年12月 神戸商船大学（現神戸大学海事科学部）情報処理センター入社 1988年3月 株式会社ミュラックス（現ムラテック販売株式会社）入社 1989年7月 株式会社ウィンエンタープライズ入社 1992年1月 株式会社ウィンネットワークシステム（現当社）入社 1994年5月 同社取締役就任 2012年1月 同社取締役退任（新会社設立のため） 2012年2月 (旧)ネクストピーチ株式会社代表取締役社長就任 2015年4月 ネクストピーチ株式会社（現当社）取締役就任（(旧)ネクストピーチとの吸収合併のため） 2016年6月 ネクストピーチ株式会社（現当社）取締役社長就任 2018年3月 ネクストピーチ株式会社（現当社）代表取締役社長就任（現任）	(注)3	(注)5	535
取締役	管理本部長	小平 紗恵子	1979年7月5日	2002年4月 スターバックスコージャパン株式会社入社 2005年4月 株式会社ウィンネットワークシステム（現当社）入社 2012年5月 (旧)ネクストピーチ株式会社入社 2015年4月 ネクストピーチ株式会社（現当社）に転籍（(旧)ネクストピーチとの吸収合併のため） 2021年3月 当社取締役就任 2021年4月 当社取締役管理本部長就任（現任）	(注)3	(注)5	—
取締役	ソリューション事業本部長	新美 里弥	1976年1月19日	1996年4月 インテュイット株式会社入社 2002年11月 株式会社ウィンネットワークシステム（現当社）入社 2012年5月 (旧)ネクストピーチ株式会社入社 2015年4月 ネクストピーチ株式会社（現当社）に転籍（(旧)ネクストピーチとの吸収合併のため） 2021年3月 当社取締役就任 2021年4月 当社取締役ソリューション事業本部長就任（現任）	(注)3	(注)5	—
取締役	—	中村 昌典	1967年5月31日	1997年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 1997年4月 北・木村法律事務所入所 2001年10月 中村法律事務所開設 所長就任（現任） 2020年4月 当社社外取締役就任（現任）	(注)3	(注)5	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(千株)
常勤 監査役	—	松並 重孝	1956年9月5日	1994年5月 2010年4月 2015年4月 2016年4月 2017年4月 2018年6月 2020年6月 2022年6月 2022年6月	八洲電機株式会社入社 同社経理本部長就任 同社執行役員経理本部長就任 同社理事経理本部長就任 同社理事財務本部長就任 同社取締役(監査等委員)就任 八洲ファシリティサービス株式会社 常勤監査役就任 同社常勤監査役退任 当社常勤監査役就任(現任)	(注)4	(注)5	—
監査役	—	丹羽 克裕	1968年11月15日	1991年4月 1995年1月 1995年8月 1995年8月 2012年2月 2015年4月 2024年4月 2024年6月 2024年6月 2024年10月	中央新光監査法人入所 税理士登録 公認会計士登録 丹羽総合会計事務所開設 所長就任(現任) (旧)ネクストピーチ株式会社社外監査役就任 ネクストピーチ株式会社(現当社)社外監査役就任(現任) ((旧)ネクストピーチとの吸収合併のため) 社会福祉法人寿心会監事就任 アウマジパン株式会社監査役就任 世田谷区社会福祉協議会監事就任 有限会社丹羽商店取締役就任	(注)4	(注)5	19
監査役	—	宮 直仁	1950年1月29日	1974年4月 1975年9月 1982年10月 1993年10月 2003年7月 2005年2月 2006年7月 2008年6月 2009年6月 2009年6月 2009年8月 2010年6月 2011年3月 2016年6月 2016年6月 2020年10月 2021年6月	中央共同監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 公認会計士登録 中央共同監査法人社員就任 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)代表社員就任 同所東京事務所第5事業部長、東京事務所理事就任 税理士登録 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)公開本部長、本部理事就任 宮直仁公認会計士事務所開設 所長就任(現任) 八洲電機株式会社社外監査役就任 エス・アイ・ピー株式会社社外監査役就任 野村オフィスファンド投資法人監督役員就任 株式会社ツクイ(現株式会社ツクイホールディングス)社外取締役就任 双葉監査法人代表社員就任 株式会社ツクイ(現株式会社ツクイホールディングス)社外取締役(監査等委員)就任 八洲電機株式会社社外取締役(監査等委員)就任(現任) 当社社外監査役就任(現任) 株式会社ツクイホールディングス社外監査役就任	(注)4	(注)5	—
計								1,025

- (注) 1. 取締役中村昌典氏は、社外取締役であります。
2. 監査役松並重孝氏、丹羽克裕氏及び宮直仁氏は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2026年3月27日開催の定時株主総会の終結の時から、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2023年3月30日開催の定時株主総会の終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

5. 2025年12月期における役員報酬の総額は、113,532千円を支給しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、社会に信頼される企業であり続けるため、株主の皆様の権利を尊重し、経営の公平性・透明性を確保するとともに、取締役会を中心とした自己規律のもと、株主の皆様に対する受託者責任・説明責任を十分に果たしてまいります。同時に、経営ビジョンを具現化するために、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、適確かつ迅速な意思決定・業務執行体制並びに適正な監督、監視体制の構築を図るとともに、多様な視点・長期的な視点に基づいたコーポレート・ガバナンス体制を構築することを基本姿勢としております。

② 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由に関する事項

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役1名）で構成されており、グループ経営の基本方針、法令や定款で定めた事項、グループ経営に関する重要な事項の審議と決議を行っております。取締役会は、原則として毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時に開催しております。また、社外取締役は業務執行から独立した立場で他の取締役への助言・監視を行い、監査役は経営に対するけん制機能を果たすべく取締役会へ出席しております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、監査役3名（うち常勤監査役1名、非常勤監査役2名）で構成されており、監査役3名は社外監査役の要件を満たしております。監査役は内部監査担当者及び監査法人との連携を図るとともに取締役会に出席し、経営・会計・税務等の幅広い知見から助言や提言を行っております。監査役会は毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時に開催されております。

c. 内部監査

当社は、代表取締役社長が選任した内部監査担当者2名が内部監査を行っております。内部監査担当者は内部監査計画の立案をし、その計画に基づき社内各部署（子会社を含む）の業務執行状況が法令、定款、社内諸規程等を遵守しているか監査を行っております。内部監査担当者は内部監査報告書を作成し、代表取締役社長へ報告し、必要であれば業務改善報告書により当該部署への業務改善を図っております。

d. 指名・報酬委員会

当社は、取締役の指名及び報酬の決定プロセスの透明性・客観性を強化するため、社外取締役を委員長とし、代表取締役会長及び社外監査役を構成員とした任意の指名・報酬委員会を設置しております。

取締役候補者の選定、取締役の個人別報酬額の決定にあたっては、指名・報酬委員会に諮問し、指名・報酬委員会の提言を尊重して決定することとしております。

e. リスク管理委員会

当社は、リスク管理の検討、審議等を行うため、管理本部長、代表取締役社長、ソリューション事業本部長、内部監査担当者から構成されるリスク管理委員会を設置し、原則として四半期ごとに1回開催することとしております。リスク管理委員会では、リスクの評価、当該リスクへの対応策の取りまとめ及び当該対応策の推進状況の点検に関する事項やリスクが発生した場合であって、業務運営への影響等が大きいと認められるものの再発防止に関する事項について検討及び審議を行っております。

f. 監査の状況

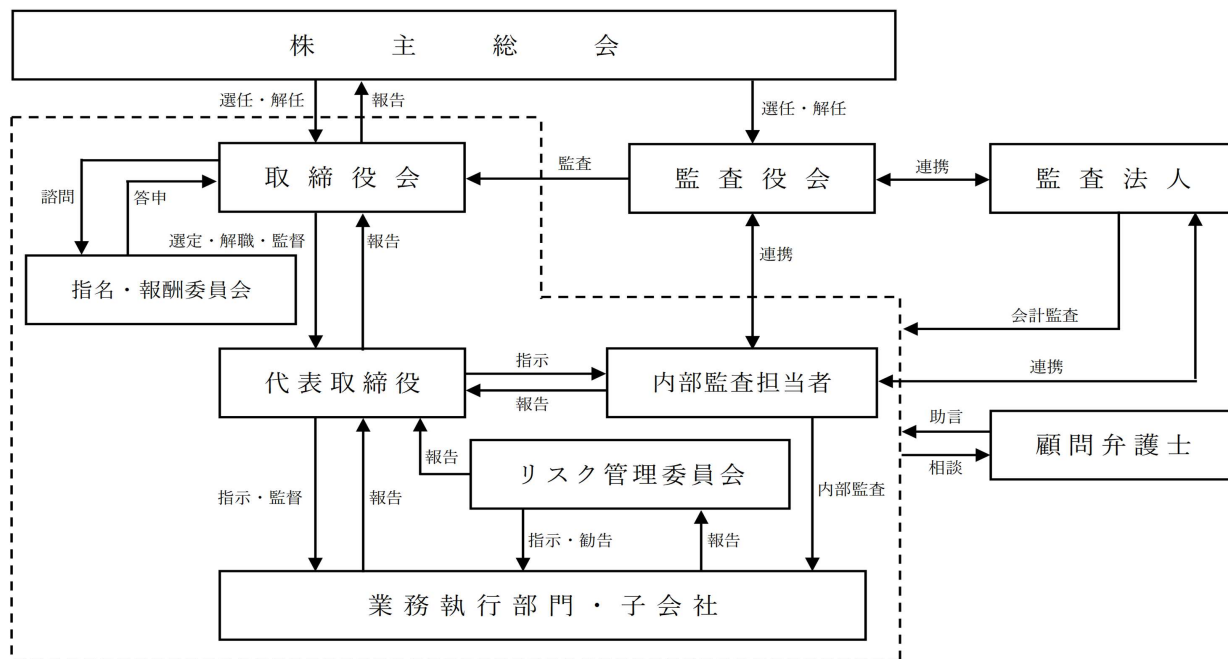
当社は監査法人A&Aパートナーズと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年12月期において監査を執行した公認会計士は齋藤晃一氏、伊藤宏美氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士4名、公認会計士試験合格者1名、その他3名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

g. 現状の企業統治の体制を選択している理由

当社は、社外取締役1名を含む取締役会と社外監査役3名を含む監査役会が連携して、取締役の業務執行の決定と経営の監視・監督機能の強化を図ることにより、健全性と透明性の高いガバナンス体制を維持できるものと判断しております。また、監査役は取締役会に出席し、業務執行者から独立した立場で意見を述べ、会社経営における意思決定プロセスの違法性や著しく不当な業務執行がないか、取締役の職務執行状況を常に監視する体制を確保しております。以上のことから経営監督機能は有効に機能していると判断し、この体制を採用しております。

当社の企業統治の体制の模式図は以下のとおりであります。



③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制、及びその他業務の適正を確保するための必要な体制について、取締役会において以下の「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、内部統制システムの整備を進めております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社グループで働くすべての役職員等を対象として「コンプライアンス基本方針」「行動規範」を制定し、その周知徹底を図る。
- (b) リスク管理委員会を設置し、当社グループのリスク管理及びコンプライアンスを統括する。
- (c) 各部門長がコンプライアンス・オフィサーとなり、コンプライアンスへの取組状況の確保、推進及び違反行為等の未然防止を図る。
- (d) 内部監査担当者は、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。
- (e) コンプライアンス違反の疑義ある行為等の早期発見や是正措置を図るため、内部通報制度を運用する。
- (f) 反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で対処し、一切の利益を供与しない。また、警察当局、外部専門機関又は顧問弁護士等との緊密な連携を確保する。
- (g) 財務報告の適正性を確保するため、「経理規程」、その他社内規程を整備し、会計基準その他関連する諸法令を遵守する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び運用を実施する。
- (b) 取締役及び監査役は、常時これらの文書及び電磁的媒体による記録を閲覧できるものとする。

- c. 損失の危険の管理に関する規程その他体制
 - (a) 各種リスクの統括責任者及び責任者、継続的な把握、監視、報告の方法及び監視機関であるリスク管理委員会の設置等、リスク管理体制を定めた「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を制定する。
 - (b) リスク管理は各部門が行うほか、リスク管理委員会が当社グループ全体の横断的な管理を行う。
 - (c) 内部監査担当者は、業務を分掌する各部門におけるリスク管理の状況について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。

- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役の職務の執行が効率的に実施されることを確保するため、取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - (b) 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、各部門においては年度ごとに予算を立案して、その目標に向け具体策を立案、実行する。また、予算に対する実績管理を行うため、毎月1回予算と実績の差異分析及び対策を取締役に於て協議し、各部門の経営数値の進捗把握と適正な施策を決定する。

- e. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (a) 当社グループにおける適正を確保するため、当社の管理本部を子会社全体の内部統制システム等に関する担当部門とし、円滑な運営の指導にあたり、子会社の「組織規程」や「業務分掌管理規程」等、当社と整合性を持った各種規程を整備し、運用するよう指導する。
 - (b) 子会社における経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に基づき、当社の承認を必要とするほか、とくに重要な事項については、当社取締役会で承認する。
 - (c) 当社子会社の内部監査については、当社の内部監査担当者が定期的に実施する。

- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (a) 監査役から求められた場合は、監査役と協議のうえ、合理的な範囲内で監査役の職務を補助する従業員を配置する。
 - (b) 監査役を補助する従業員は、監査役を補助する職務に専念する。
 - (c) 前号の従業員は当該業務に従業する場合、監査役の指示に従い職務を行うものとし、当該業務を遂行するために取締役等の指示を受けないものとする。
 - (d) 前号の従業員の人事評価・異動については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

- g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
 - (a) 取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに関して疑義ある事象の状況を速やかに報告することとする。
 - (b) 監査役は重要な意思決定の過程及び業務の遂行状況を把握するため、取締役会のほか、その他必要と認められる会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務執行にかかる重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人等にその説明を求める。

- h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査役は「監査役監査基準」に基づいた監査を行うとともに、取締役会その他重要な会議への出席及び内部監査担当者との連携、意見交換等を行う。
 - (b) 監査役は、代表取締役社長、監査法人与それぞれ定期的に会合を行い、重要な課題について意見交換を行う。

- i. 財務報告の信頼性と適正性を確保する体制
 - (a) 財務報告の信頼性と適正性を重視し、財務報告の基本方針に基づき、適正な財務諸表の開示及び透明かつ健全な企業経営を實踐する。

j. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え及びその整備状況

- (a) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした姿勢で対処し、一切の利益を供与しない。
- (b) 「反社会的勢力に対する基本方針」を制定し、すべての役員及び従業員に対して周知徹底を図るとともに、反社会的勢力の介入を防止するため警察当局、外部専門機関又は顧問弁護士等との緊密な連携を確保する。

④ リスク管理体制の整備状況

当社は「リスク管理規程」にて、リスクの把握、分類、対応、推進体制を明確に定めております。また、監査役監査や内部監査の実施によって、リスクマネジメントの状況を定期的に検証しております。

当社は企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、「コンプライアンス基本方針」、「行動規範」及び「コンプライアンス規程」を制定しております。さらに「内部通報規程」及び「公益通報外部窓口運用基準」に基づき、外部に専任の弁護士を窓口とする通報制度を設けており、従業員等が関わるコンプライアンス違反の早期発見と未然防止に努めております。

また、必要に応じて顧問弁護士等の専門家に助言を受けられる体制を整えております。リスク管理委員会ではコンプライアンス関連項目も検討し、各部門長がコンプライアンス・オフィサーとなり、コンプライアンスへの取組状況の確保、推進及び違反行為等の未然防止を図っております。

⑤ 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

当社の社外取締役は1名であり、社外取締役中村昌典氏は当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

当社の社外監査役は3名であり、社外監査役丹羽克裕氏は、5【役員の状況】に記載のとおり当社株式を保有しておりますが、僅少であります。社外監査役丹羽克裕氏とは、これ以外に当社との間に人的関係、取引関係その他利害関係はありません。社外監査役松並重孝氏、社外監査役宮直仁氏は当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

⑥ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、一般の取引と同等の適切な条件で行うことを基本方針とし、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を損なうことのないよう法令・規則を遵守し、取締役会において十分審議したうえで意思決定を行うこととしております。

⑦ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役(社外取締役を除く)	99,732	99,732	—	—	4
監査役(社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	13,800	13,800	—	—	4

(注) 当社には使用人兼務役員はおりません。

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は9名以内、監査役は4名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び取締役の選任については累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑪ 取締役及び監査役の実任免除

当社は、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議により、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第426条第1項の損害賠償責任を法令の限度において、免除できる旨を定款に定めております。

⑫ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社は、社外取締役及び社外監査役の全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第426条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令で定める額としております。

⑬ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑭ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	11,600	—
連結子会社	—	—
計	11,600	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の額は、監査公認会計士から提示された監査計画の内容や監査日数等を勘案し、監査役会の同意を得た上で決定しております。

第6【経理の状況】

1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の連結財務諸表について、監査法人A&Aパートナーズにより監査を受けております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	469,490	488,341
売掛金	17,274	36,917
商品及び製品	—	98
仕掛品	868	235
前払費用	33,039	31,101
その他	5,302	4,594
貸倒引当金	△2,671	△4,749
流動資産合計	523,303	556,539
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	19,282	18,359
機械装置及び運搬具	10,253	10,253
工具、器具及び備品	21,887	21,708
減価償却累計額	△40,575	△41,403
有形固定資産合計	10,848	8,917
無形固定資産	5,103	7,902
投資その他の資産		
繰延税金資産	196	33
保険積立金	8,000	8,000
差入保証金	17,362	17,454
その他	241	25
投資その他の資産合計	25,800	25,514
固定資産合計	41,752	42,335
資産合計	565,056	598,874

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,295	1,986
1年内返済予定の長期借入金	32,904	32,904
未払費用	17,210	17,019
前受金	23,370	50,319
未払金	11,730	11,813
未払法人税等	2,680	4,667
未払消費税等	8,015	14,518
その他	1,362	1,305
流動負債合計	98,569	134,534
固定負債		
長期借入金	52,544	19,640
繰延税金負債	3,271	411
資産除去債務	5,563	5,563
固定負債合計	61,378	25,614
負債合計	159,948	160,149
純資産の部		
株主資本		
資本金	88,000	88,000
資本剰余金	35,832	35,832
利益剰余金	278,596	311,310
自己株式	△3,394	△3,394
株主資本合計	399,034	431,747
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	6,073	6,977
その他の包括利益累計額合計	6,073	6,977
純資産合計	405,108	438,725
負債純資産合計	565,056	598,874

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
売上高	※1	550,986	※1	580,940
売上原価		181,515		179,026
売上総利益		369,471		401,914
販売費及び一般管理費	※2	371,391	※2	363,829
営業利益又は営業損失(△)		△1,920		38,084
営業外収益				
受取利息		72		826
物品売却益		120		134
受取手数料		—		1,672
その他		7		8
営業外収益合計		199		2,640
営業外費用				
支払利息		1,005		681
為替差損		1,152		3,876
その他		72		41
営業外費用合計		2,230		4,598
経常利益又は経常損失(△)		△3,950		36,126
特別損失				
固定資産除却損	※3	0	※3	562
特別損失合計		0		562
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)		△3,950		35,564
法人税、住民税及び事業税		3,304		5,560
法人税等調整額		3,818		△2,709
法人税等合計		7,123		2,851
当期純利益又は当期純損失(△)		△11,074		32,713
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△11,074		32,713

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	△11,074	32,713
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	455	903
その他の包括利益合計	※ 455	※ 903
包括利益	△10,618	33,617
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△10,618	33,617

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	88,000	35,832	289,670	△3,394	410,108
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△11,074		△11,074
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△11,074	－	△11,074
当期末残高	88,000	35,832	278,596	△3,394	399,034

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	5,618	5,618	415,726
当期変動額			
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△11,074
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	455	455	455
当期変動額合計	455	455	△10,618
当期末残高	6,073	6,073	405,108

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	88,000	35,832	278,596	△3,394	399,034
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			32,713		32,713
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	32,713	—	32,713
当期末残高	88,000	35,832	311,310	△3,394	431,747

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	6,073	6,073	405,108
当期変動額			
親会社株主に帰属する当期純利益			32,713
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	903	903	903
当期変動額合計	903	903	33,617
当期末残高	6,977	6,977	438,725

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△3,950	35,564
減価償却費	1,775	2,179
貸倒引当金の増減額(△は減少)	46	2,077
受取利息	△72	△826
支払利息	1,005	681
有形固定資産除却損	0	562
売上債権の増減額(△は増加)	1,961	△19,643
棚卸資産の増減額(△は増加)	148	534
仕入債務の増減額(△は減少)	251	691
前払費用の増減額(△は増加)	△4,401	1,932
前受金の増減額(△は減少)	△5,488	26,949
未払費用の増減額(△は減少)	837	△183
未払消費税等の増減額(△は減少)	△2,247	6,503
破産更生債権等の増減額(△は増加)	165	—
その他	191	1,037
小計	△9,778	58,060
利息の受取額	422	766
利息の支払額	△1,012	△682
法人税等の支払額	△4,248	△3,601
営業活動によるキャッシュ・フロー	△14,617	54,542
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,047	△37
無形固定資産の取得による支出	△5,059	△3,690
保険積立金の積立による支出	△1,800	—
差入保証金の差入による支出	△749	△450
差入保証金の回収による収入	3,890	323
その他	△23	△318
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,789	△4,173
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△32,904	△32,904
財務活動によるキャッシュ・フロー	△32,904	△32,904
現金及び現金同等物に係る換算差額	411	1,067
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△52,900	18,532
現金及び現金同等物の期首残高	322,357	269,457
現金及び現金同等物の期末残高	※ 269,457	※ 287,989

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数：1社

連結子会社の名称：HANOI JAMS STRAWBERRY COMPANY LIMITED

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

当社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	3～18年
機械装置及び運搬具	12年
工具、器具及び備品	2～6年

②無形固定資産

当社は定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上するほか、貸倒懸念債権等特定の債権については個々の債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、ファッション業界向けソリューション事業を主たる事業としており、顧客との契約から生じる収益に関しては、以下のように区分しております。それぞれの区分における履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①コンサルティングサービス

当社が提供する基幹クラウドサービス「ICHIGO CLOUD」の初期費用と月額利用料に係る収入、並びにパソコンやPOS機器等の周辺機器販売等で構成されております。

基幹クラウドサービスは、サブスクリプション型のサービスであり、顧客ごとに提供モデルを構築し納品しております。初期費用は、当該提供モデルの構築並びに導入コンサルティング等の対価として顧客から受領するものであり、顧客による検収が完了した時点で、当該サービスに対する支配は顧客が獲得して履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

月額利用料に係る収入は、基幹クラウドサービス「ICHIGO CLOUD」の利用料であります。顧客は、契約期間にわたり、基幹クラウドサービスを利用する権利を有し、当社は、契約期間にわたり、基幹クラウドサービスを顧客に提供する履行義務を負っているため、契約期間の経過に応じて収益を認識しております。

また、パソコンやPOS機器等の周辺機器販売等については、顧客との販売契約に基づいて、商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、顧客に商品を引き渡し、顧客の検収が完了した時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

なお、周辺機器の販売のうち、代理人に該当すると判断したものは、商品等と交換に受取る額から、他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

②カスタマーソリューションサービス

当社が提供するWebショップを顧客に代わり運営する代行サービス、及びデリバリー業務として請け負っている顧客の商品の入出荷管理、事務代行及び輸入製品の加工業務等により構成されております。これらのサービスについては、いずれも顧客の依頼を受け役務の提供を行い、依頼を受けた業務が完了した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	196千円	33千円
繰延税金負債	3,271千円	411千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の課税所得の発生時期及び金額を合理的に見積り、回収可能性を慎重に検討した上で繰延税金資産を計上しております。

②主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、翌連結会計年度以降の事業計画を基礎として算定しており、その主要な仮定は、翌連結会計年度以降における既存契約の継続及び新規契約の獲得に関する予測であります。

既存契約については主として月額制のサービス提供業務であることを踏まえ、過年度からの継続状況を勘案して継続の可能性が高いと予測しております。新規契約の獲得については、顧客との交渉状況を勘案した上で契約獲得の確度を判断しております。

③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

上記の主要な仮定について、将来の国内外の不確実な経済条件の変動等により業績予測の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)及び、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)を当連結会計年度の期首から適用しています。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

「リースに関する会計基準」等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

(以下、「リースに関する会計基準」と「リースに関する会計基準の適用指針」を合わせて、「リース会計基準等」という。

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

1. 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

2. 適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定です。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額は、現時点で評価中です。

(連結貸借対照表関係)

当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

連結会計年度末における当座貸越契約の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
当座貸越極度額	100,000千円	100,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	100,000千円	100,000千円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
役員報酬	118,040千円	117,967千円
給料手当	97,444	105,199
退職給付費用	952	1,006
貸倒引当金繰入額	241	2,187

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
建物附属設備	0千円	562千円

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	455千円	903千円
組替調整額	—	—
法人税等及び税効果調整前合 計	455	903
法人税等及び税効果額	—	—
その他の包括利益合計	455	903

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,045,000	—	—	1,045,000
合計	1,045,000	—	—	1,045,000
自己株式				
普通株式	19,600	—	—	19,600
合計	19,600	—	—	19,600

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	第3回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第4回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第5回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

(注) 第3回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しております。第4回ストック・オプションとしての新株予約権、第5回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,045,000	—	—	1,045,000
合計	1,045,000	—	—	1,045,000
自己株式				
普通株式	19,600	—	—	19,600
合計	19,600	—	—	19,600

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	第3回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第4回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第5回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

（注）第3回ストック・オプションとしての新株予約権、第4回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しております。第5回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）	当連結会計年度 （自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
現金及び預金勘定	469,490千円	488,341千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△200,033	△200,351
現金及び現金同等物	269,457	287,989

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については、金融機関からの借入を行っております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主にオフィスの賃借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんど2か月以内の支払期日であります。

借入金の使途は、運転資金及び設備資金であり、金融機関からの借入により調達しております。返済日は決算日後最長で2年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、「与信管理規程」に基づき、営業債権について、営業担当が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされています。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、手許流動性の維持を目的として、当社管理本部において、年次予算を基礎に予実分析を行うとともに、手許流動性推移を月次ベースで検証し、流動性リスクを管理しております。

③市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

該当の金融商品はありません。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち9.3%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（1年内返済 予定を含む）	85,448	83,956	△1,491

※「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当連結会計年度（2025年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（1年内返済 予定を含む）	52,544	51,436	△1,107

※「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2024年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	469,490	—	—	—
売掛金	17,274	—	—	—
合計	486,764	—	—	—

当連結会計年度（2025年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	488,341	—	—	—
売掛金	36,917	—	—	—
合計	525,259	—	—	—

(注) 2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2024年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	32,904	32,904	19,640	—	—	—
合計	32,904	32,904	19,640	—	—	—

当連結会計年度（2025年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	32,904	19,640	—	—	—	—
合計	32,904	19,640	—	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	83,956	—	83,956

（注）長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当連結会計年度（2025年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	51,436	—	51,436

（注）長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出年金制度への要拠出額は1,142千円であります。

当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出年金制度への要拠出額は1,196千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当社は、ストック・オプション付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

当社は、ストック・オプション付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2019年12月26日	2021年12月24日	2023年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社従業員11名	当社取締役1名 当社従業員22名 外部協力者1名	当社取締役1名 当社従業員22名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 59,000株	普通株式 22,200株	普通株式 25,800株
付与日	2019年12月27日	2021年12月24日	2023年3月30日
権利確定条件	「第5 発行者の状況 1 【株式等の状況】 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第5 発行者の状況 1 【株式等の状況】 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第5 発行者の状況 1 【株式等の状況】 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	勤続年数5年以上の従業員	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2023年12月28日 至 2029年12月9日	自 2025年12月25日 至 2031年12月23日	自 2027年3月31日 至 2033年3月29日

(注) 2023年3月31日付の株式分割 (普通株式1株につき100株の割合) による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2025年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2019年12月26日	2021年12月24日	2023年3月30日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	10,000	13,300
付与	—	—	—
失効	—	—	1,000
権利確定	—	10,000	—
未確定残	—	—	12,300
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	18,000	—	—
権利確定	—	10,000	—
権利行使	—	—	—
失効	5,000	1,000	—
未行使残	13,000	9,000	—

(注) 2023年3月31日付の株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	119	271	374
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

(注) 2023年3月31日付の株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社はストック・オプション付与日時点において、未公開企業であり、ストック・オプションの公正な評価単価は単価当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社の株式価値は、純資産価額方式と類似業種比準方式の折衷方式により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 5,427千円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	59千円	267千円
未払事業所税	378	377
未払賞与	439	545
貸倒引当金	872	1,560
資産除去債務	1,924	1,971
電話加入権評価損	274	280
減損損失	786	16
破産更生債権	2,071	2,121
ソフトウェア	1,253	763
税務上の繰越欠損金 (注) 2	1,341	112
その他	644	943
繰延税金資産小計	10,046	8,961
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	△1,144	△78
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△8,331	△5,178
評価性引当額小計	△9,476	△5,257
繰延税金資産合計	569	3,704
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△726	△678
倒産防止共済	△2,767	△2,834
在外子会社留保金	—	△349
在外子会社仕掛品	△151	△219
繰延税金負債合計	△3,645	△4,082
繰延税金資産 (負債) の純額 (注) 1	△3,075	△378

(注) 1. 繰延税金資産負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
固定資産－繰延税金資産	196千円	33千円
固定負債－繰延税金負債	3,271千円	411千円

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※)	—	1	197	486	655	—	1,341
評価性引当額	—	—	△2	△486	△655	—	△1,144
繰延税金資産	—	1	195	—	—	—	196

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※)	33	5	31	42	—	—	112
評価性引当額	—	△5	△31	△42	—	—	△78
繰延税金資産	33	—	—	—	—	—	33

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	—%	34.6%
(調整)		
住民税均等割	—	4.4
中小企業軽減税率	—	△2.1
所得拡大促進税制による税額控除	—	△1.1
評価性引当額の増減	—	△11.9
在外子会社の税率差異	—	△23.2
未実現利益に係る税効果未認識	—	6.4
その他	—	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	8.0

(注) 前連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

なお、「防衛特別法人税」の適用による財務諸表への影響については、軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社オフィス及びショールーム等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を契約期間又は建物附属設備の耐用年数（主に18年）とし、見積資産除去債務の金額を算定しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
期首残高	8,163千円	5,563千円
資産除去債務の消滅による減少額 (注)	△2,600	—
期末残高	5,563	5,563

(注) 資産除去債務の消滅による減少額は、ショールームの解約によるものです。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当社グループは、ファッション業界向けソリューション事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	売上高 (単位：千円)
コンサルティングサービス	430,427
カスタマーソリューションサービス	120,559
顧客との契約から生じる収益	550,986
外部顧客への売上高	550,986

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

当社グループは、ファッション業界向けソリューション事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	売上高 (単位：千円)
コンサルティングサービス	458,684
カスタマーソリューションサービス	122,255
顧客との契約から生じる収益	580,940
外部顧客への売上高	580,940

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、注記事項「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 3. 会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	前連結会計年度 (単位：千円)	当連結会計年度 (単位：千円)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	19,235	17,274
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	17,274	36,917
契約負債（期首残高）	28,859	23,370
契約負債（期末残高）	23,370	50,319

契約負債は、主に将来の時点において履行義務が充足される基幹クラウドサービス「ICHIGO CLOUD」の初期費用、将来の期間にわたって履行義務が充足される月額利用料に係る収入等について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前連結会計年度末及び当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債に含まれていた金額はそれぞれ20,906千円、18,348千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (単位：千円)	当連結会計年度 (単位：千円)
1年以内	18,612	32,602
1年超2年以内	4,757	17,716
合計	23,370	50,319

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当社グループは、ファッション業界向けソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

当社グループは、ファッション業界向けソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	コンサルティング サービス	カスタマーソリュ ーションサービス	合計
外部顧客への売上高	430,427	120,559	550,986

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	コンサルティング サービス	カスタマーソリュ ーションサービス	合計
外部顧客への売上高	458,684	122,255	580,940

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	395.07円	427.86円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△10.80円	31.90円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	－円	31.08円

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△11,074	32,713
普通株主に帰属しない金額(千円)	－	－
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△11,074	32,713
普通株式の期中平均株式数(株)	1,025,400	1,025,400
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円)	－	－
普通株式増加数(株)	－	27,038
(うち新株予約権(株))	－	(27,038)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の数413個) なお、新株予約権の概要は、「第5 発行者の状況 1【株式等の状況】(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	－

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	32,904	32,904	0.99	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	52,544	19,640	0.99	2027年1月～ 2027年9月
合計	85,448	52,544	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	19,640	—	—	—

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 — 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://strawberryjams.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月5日

Strawberry jams 株式会社
取締役会 御中

監査法人 A & A パートナース

東京都中央区

指定社員
業務執行社員 公認会計士

齋藤 晃一

指定社員
業務執行社員 公認会計士

伊藤 宏美

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているStrawberry jams 株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Strawberry jams 株式会社及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示

する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上